

様

野田市長 ⑩

野田市子どものための教育・保育給付認定変更認定決定（却下）通知書

年 月 日に申請のありました子どものための教育・保育給付認定の変更認定について、次のとおり決定したので、野田市子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する規則第10条第1項の規定により通知します。

- 1 児童の氏名
- 2 支給認定証番号
- 3 決定事項 決 定 却 下
- 4 変更の内容
- 5 却下の理由
- 6 変更後の教育・保育給付認定の内容

保護者の氏名、住所及び生年月日	年 月 日生
教育・保育給付認定区分	
保 育 必 要 量	
保育を必要とする事由	
教育・保育給付認定年月日	
教育・保育給付認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。